

島田市教育委員会定例会議案

議案第40号

島田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

島田市立図書館条例施行規則（平成17年島田市教育委員会規則第21号）の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成28年9月29日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

島田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

島田市立図書館条例施行規則（平成17年島田市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「第2条第1項」を「第2条」に改める。

第2条の表島田市立島田図書館の項中「。ただし、島田市立島田図書館分館にあつては、午前9時30分から午後5時までとする。」を削る。

第3条第1号中「。ただし、島田市立島田図書館分館にあつては、日曜日から火曜日までの日、土曜日及び祝日法による休日とする。」を削る。

附 則

この規則は、平成28年10月29日から施行する。

例規名 島田市立図書館条例施行規則

旧 条 文

(開館時間)
第2条 市立図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、島田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めるときは、これを変更することができる。

名称	開館時間
島田市立島田図書館	午前9時30分から午後8時まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。))にあつては、午前9時30分から午後5時30分まで)。ただし、島田市立島田図書館分館にあつては、午前9時30分から午後5時までとする。

省略

(休館日)
第3条 市立図書館の休日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 月曜日(月曜日が祝日法による休日に当たるときは、その翌日)。ただし、島田市立島田図書館分館にあつては、日曜日から火曜日までの日、土曜日及び祝日法による休日とする。

- (2) } 省略
(4)

新 条 文

(開館時間)
第2条 市立図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、島田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めるときは、これを変更することができる。

名称	開館時間
島田市立島田図書館	午前9時30分から午後8時まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。))にあつては、午前9時30分から午後5時30分まで)

省略

(休館日)
第3条 市立図書館の休日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 月曜日(月曜日が祝日法による休日に当たるときは、その翌日)

- (2) } 省略
(4)

議案第41号

市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の事務を補助する職員をして補助執行することについて

次の事務について、教育委員会の事務を補助する職員をして補助執行するものとする。

平成28年9月29日提出

島田市教育委員会委員長 五條 早規子

- 1 補助執行させる事務
文化プログラム支援事業審査委員会に関する事務
- 2 補助執行させる理由
文化プログラム支援事業費補助金交付要綱の制定に伴い、文化プログラム支援事業審査委員会の事務が生じることから、同補助金交付事務を所管する職員に執行させることが適当であると判断されるため。
- 3 補助執行を開始する日
「市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則」の公布の日

島行経第25号
平成28年9月23日

島田市教育委員会
委員長 五條 早規子 様

島田市長 染谷 絹代



文化プログラム支援事業審査委員会に関する協議について

文化プログラム支援事業費補助金交付要綱の制定に伴い、文化プログラム支援事業審査委員会の事務について、教育委員会の職員に補助執行させるため地方自治法第180条の2の規定により協議します。

担 当：行政改革担当
電 話：内線(71)9211
外線 36-7235



議案第42号

島田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

島田市教育委員会事務局組織規則（平成17年島田市教育委員会規則第4号）の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成28年9月29日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

島田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

島田市教育委員会事務局組織規則（平成17年島田市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第7号に次のように加える。

エ 文化プログラム支援事業審査委員会に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

例規名 島田市教育委員会事務局組織規則

新 条 文	旧 条 文
<p>(市長の権限に属する事務の補助執行)</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 教育部長、次長並びに次の各号に掲げる課及び係に置かれる課長、参事、課長補佐及び係長の職にある者並びに当該係の係員は、前項各号に掲げるもののほか、地方自治法第180条の2の規定により、市長の権限に属する事務のうち当該各号に定める事務を補助執行するものとする。</p> <p>(1) 〽 省略</p> <p>(6) ア 文化課文化振興係 次に掲げる事務</p> <p>ウ 〽 省略</p> <p>エ 文化プログラム支援事業審査委員会に関すること。</p> <p>(8) 省略</p>	<p>(市長の権限に属する事務の補助執行)</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 教育部長、次長並びに次の各号に掲げる課及び係に置かれる課長、参事、課長補佐及び係長の職にある者並びに当該係の係員は、前項各号に掲げるもののほか、地方自治法第180条の2の規定により、市長の権限に属する事務のうち当該各号に定める事務を補助執行するものとする。</p> <p>(1) 〽 省略</p> <p>(6) ア 文化課文化振興係 次に掲げる事務</p> <p>ウ 〽 省略</p> <p>(8) 省略</p>

協 議 事 項

教育委員会に関する事務の点検・評価について

1 点検・評価の導入の目的

教育委員会制度は、首長から独立した合議制の教育委員会が決定する教育行政に関する基本方針のもと、教育長及び事務局が広範かつ専門的な具体の教育行政事務を執行するものです。

このため、事前に教育委員会が立てた基本方針にそって具体的な教育行政が執行されているかどうかについて、教育委員会自らが事後にチェックする必要性が高いものと考えられます。また、教育委員会が地域住民に対する説明責任を果たし、その活動を充実することが求められています。

このようなことから、平成19年6月に公布された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律において、教育委員会の行政の執行状況について、点検・評価を実施することが義務づけられ、平成20年4月1日から施行されています。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条のポイント

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第27条第1項では、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、教育委員会が①毎年、②教育長及び事務局の事務執行を含む教育委員会の事務の管理執行の状況について、③教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りつつ、点検評価を行うこととし、④その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないことが規定されています。

ただし、どのような点検・評価を行うか、また、報告書の様式、議会への報告の方法などについては、法律等に規定がありません。

3 外部評価委員

小田島 潔	元 矢崎総業㈱専務取締役
仲 安 寛	前 島田商工会議所専務理事 元 島田市企画部長

4 島田市教育委員会点検評価実施要領

別紙1の島田市教育委員会点検評価実施要領（案）により実施する。

5 点検・評価実施スケジュール

別紙2のとおり

島田市教育委員会点検・評価実施要領（案）

（趣旨）

第1 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年律第162号。以下「地教行法」という。）第27条第1項の規定に基づき行う教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の実施並びにその結果に関する報告書の作成、議会への提出及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2 教育委員会は、効果的な教育行政の推進を図り、及び住民への説明責任を果たすため、点検・評価を行う。

（対象）

第3 平成28年度の点検・評価の対象となる事務事業は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会の活動
- (2) 教育部各課の主要な事務事業

（手法）

第4 対象事務事業の効果を把握し、その目的又は目標に照らし、投入したコストに対して、実績や成果を有効性、必要性、効率性、公平性の観点から、客観的に評価を行うものとする。

2 点検・評価に当たっては、客観的な実施の確保を図るため、事務事業の特性に応じた合理的な手法を用い、事業効果をできる限り定量的に把握するものとする。

（様式）

第5 点検・評価に使用する様式は、事務事業評価シート（様式第1号又は様式第2号）とする。

（実施者）

第6 事務事業評価シートは当該事務事業の担当課の職員が作成し、担当課長は当該事務事業について自己評価を行う。

2 前項の規定により担当課長が行った自己評価の結果について、教育部長及び教育部内の課長により構成する点検評価部課長会議において調整を行う。

3 第1次評価は、前2項の規定により作成された事務事業評価シートにより、教育委員会が行う。

4 第2次評価は、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、外部評価委員が行う。

(時期)

第7 事務事業評価シートは、別に定める日までに作成し、教育総務課に提出するものとする。

2 第1次評価は、平成28年12月の教育委員会定例会において行う。

3 第2次評価は、平成29年1月中旬までに行う。

(公表の方法)

第8 点検・評価の報告書は、市ホームページ、情報公開コーナーにおいて市民に公表する。

(結果の反映)

第9 教育委員会は、点検・評価の結果を翌年度の当該事務事業に適切に反映させるものとする。

附 則

この要領は、平成28年9月29日から施行する。

【事務事業評価シート】

(様式1)

番号		-					
事業名			所管課(館)				
事業の概要	開始年度	個別計画等					
	国庫・県単・市単	根拠法令等					
	実施方法	<input type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> 負担金 <input type="checkbox"/> その他()					
	対象						
	目標とすべき姿						
事業内容 (小事業)	①	個別 評価					
	②						
	③						
	④						
事業コスト	区分	単位	26年度	27年度	28年度 (予算額)	特記事項	
	決算額(A)(28年度は予算額)	千円					
	決算額のうち一般財源	千円					
	概算人件費	従事する職員数	人				28年度の主な歳出(A)の節別内訳
		概算人件費(B)	千円	0	0		0
	概算事業費 (A+B)	千円	0	0	0		
実績と成果	区分	単位	26年度	27年度	28年度 (決算見込)	28年度 (当初目標)	左記以外の28年度の実績・成果
	事業の実績 (アウトプット)						
	事業の成果 (アウトカム)						
事業の 評価	区分	判定及び説明・考察					
	有効性 (達成度)	期待された成果 (アウトカム)は得られたか					
	必要性	H25総合計画アンケート調査結果	該当項目				重要度 満足度
		事業のニーズに変化があるか (事業実施後のニーズの変化)	<input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 減少 <input type="checkbox"/> かなり減少				
		市の関与を見直す余地はないか (市が関与する範囲は適切か)	<input type="checkbox"/> 余地なし <input type="checkbox"/> 当面は余地なし <input type="checkbox"/> 余地あり(H28に改善) <input type="checkbox"/> 余地あり(H29以降改善)				
	効率性	効率性を高める余地はないか(効率的に実施できたか)	<input type="checkbox"/> 余地なし <input type="checkbox"/> 当面は余地なし <input type="checkbox"/> 余地あり(H28に改善) <input type="checkbox"/> 余地あり(H29以降改善)				
	公平性	公平性を見直す余地はないか(事業の効果は公平に配分されたか)	<input type="checkbox"/> 余地なし <input type="checkbox"/> 当面は余地なし <input type="checkbox"/> 余地あり(H28に改善) <input type="checkbox"/> 余地あり(H29以降改善)				
	上記評価を踏まえた事業の課題						

【事務事業評価シート(投資的な事業)】

(様式2)

番号		-						
事業名				所管課(館)				
事業の概要	開始年度			個別計画等				
	国庫・県単・市単			根拠法令等				
	実施方法	<input type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> 負担金 <input type="checkbox"/> その他()						
	対象							
	目標とすべき姿							
事業内容 (小事業)	①				個別 評価			
	②							
	③							
	④							
事業コスト	区分		単位	26年度	27年度	28年度	29年度以降	事業期間
	決算額(28年度は予算額)		千円					
	国庫支出金		千円					総事業費(千円)
	その他		千円					
	市債		千円					
一般財源		千円						
実績と成果	区分		単位	26年度	27年度	28年度 (決算見込)	28年度 (当初目標)	左記以外の28年度の実績・成果
	事業の実績 (アウトプット)							
	事業の成果 (アウトカム)							
事業の 評価	区分		判定及び説明・考察					
	有効性 (達成度)	期待された成果 (アウトカム)は得られたか						
	必要性	H25総合計画アンケート調査結果	該当項目			重要度		
		事業のニーズに変化があるか (事業実施後のニーズの変化)	<input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 減少 <input type="checkbox"/> かなり減少		満足度			
		市の関与を見直す余地はないか (市が関与する範囲は適切か)	<input type="checkbox"/> 余地なし <input type="checkbox"/> 当面は余地なし <input type="checkbox"/> 余地あり(H28に改善) <input type="checkbox"/> 余地あり(H29以降改善)					
	効率性	効率性を高める余地はないか (効率的に実施できたか)	<input type="checkbox"/> 余地なし <input type="checkbox"/> 当面は余地なし <input type="checkbox"/> 余地あり(H28に改善) <input type="checkbox"/> 余地あり(H29以降改善)					
	公平性	公平性を見直す余地はないか (事業の効果は公平に配分されたか)	<input type="checkbox"/> 余地なし <input type="checkbox"/> 当面は余地なし <input type="checkbox"/> 余地あり(H28に改善) <input type="checkbox"/> 余地あり(H29以降改善)					
上記評価を踏まえた事業の課題								

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市議会						・2/8議員全員協議会(説明)	
外部評価委員会		・10月上旬:第1・2回外部評価委員会(本年度打合せ・各課との意見交換)	・11月中旬:第3回外部評価委員会(教育委員との意見交換)				・2月議会(2/15-3/24)
教育委員会			・11月中旬:第3回外部評価委員会(教育委員との意見交換)	・12月中旬:第4・5回外部評価委員会(各課との意見交換)			
点検評価部課長会議			・11月中旬:第3回外部評価委員会(作成方針を説明)	・11月下旬:点検評価に関する検討会			
各課担当者			・10/30頃:シート提出期限	・12/12頃:第1回部課長会議(シートの検討)			
各課			・11月上旬から:シートの修正				
事務局 (教育総務課)			・11月上旬から:シートの修正				
その他行事等							

・9月下旬:第1回担当者会議(前年度の反省、スケジュール確認、シート作成依頼)

・9月下旬:担当者の報告

・9月下旬:第1回担当者会議(前年度の反省、スケジュール確認、シート作成依頼)

・10月上旬:第1・2回外部評価委員会(本年度打合せ・各課との意見交換)

・12月中旬:第4・5回外部評価委員会(各課との意見交換)

・策定作業の確認(部長、課長、担当)
・担当者選任依頼

・2/15頃広報原稿依頼

・3/15号広報掲載

・2/15頃総務課に報告書提出

・2/15頃HP等で公表

【平成28年度版 島田市教育の施策の概要より】

○事務事業評価シート の目標数値

区	分	単 位	平 成 2 8 年 度 目 標	平 成 2 7 年 度 実 績
事業の実績 (アクトアクト)	少年教室「しまだガンバ！」 実施回数	回	7	6
	放課後子ども教室実施回数	回	29	26
	街頭補導実施回数	回	200	215
	成人式若者会議開催回数	回	1	1
	家庭教育学級の学級生数	人	950	931
	家庭教育講座の開催回数	回	50	43
	親学講座の開催回数	回	18	18
	少年教室「しまだガンバ！」 参加者数	人	40	33
	放課後子ども教室参加者数	人	30	30
	街頭補導延参加者数	人	730	800
事業の成果 (アクトアクト)	成人式の出席者率	%	78	73
	家庭教育学級の学習時間	h	290	286
	家庭教育講座の参加者数	人	1,200	1,155
	親学講座の参加者数	人	850	850

*平成27年度実績は、見込みの数値です。

【平成28年度目標達成プラン】

- ・「幼児・児童をもつ親の講座」については、昨年まで平日昼間の連続6回講座を2期開催していたが、新たに平日夜間及び土日にダイジェスト版を単発で4回企画し、参加できなかつた保護者に対し、多様な学びの機会を提供します。
- ・通学合宿については、県費補助額が減額する事業実施2年目を以降の実施団体に対し、新たに市単独補助制度を創設し、継続した事業展開を推進します。

【平成27年度版 島田市教育の施策の概要より】

○事務事業評価シート の目標数値

区	分	単 位	平 成 2 7 年 度 目 標	平 成 2 6 年 度 実 績
事業の実績 (アクトアクト)	少年育成教室「しまだガンバ！」 実施回数	回	7	6
	放課後子ども教室実施回数	回	30	29
	街頭補導実施回数	回	210	210
	成人式若者会議開催回数	回	1	1
	家庭教育学級の学級生数	人	830	958
	家庭教育講座の開催回数	回	82	57
	親学講座の開催回数	回	18	18
	少年育成教室「しまだガンバ！」 参加者数	人	50	36
	放課後子ども教室参加者数	人	30	30
	街頭補導延参加者数	人	1,065	1,065
事業の成果 (アクトアクト)	成人式の出席者率	%	76	76
	家庭教育学級の学習時間	h	200	290
	家庭教育講座の参加者数	人	518	378
	親学講座の参加者数	人	843	839

*平成26年度実績は、見込みの数値です。

次回教育委員会定例会における
協議事項の集約

報 告 事 項

平成 28 年 8 月分の寄附受納について

寄附受納したので、次のとおり報告します。

<物品>

受入先	品名	数量	金額	寄附者
六合東小学校	児童図書	109冊	500,000円	一社) 谷田川報徳社 (榛葉正信 理事長)
計			500,000円	

(報告事項)

学校教育課

平成 28 年 8 月分の生徒指導について

平成 28 年 8 月分の生徒指導について、別紙のとおり報告します。

明るく安心して暮らせるまちづくり市民大会の開催について

飲酒・暴走運転、暴力追放、防犯まちづくり運動と青少年健全育成運動を協働で推進するため、下記の内容で大会を開催するので、報告します。

目的 「人と産業・文化の交流拠点 水と緑の健康都市 島田」を実現するための基本である、市民が安全・安心に暮らせるまちを目指すとともに、市の将来を担う青少年の健全育成を推進することを目的として開催する。

主催 島田市交通安全対策協議会、島田市防犯まちづくり暴力追放推進協議会
島田市青少年問題協議会、島田市青少年育成支援センター運営協議会、島田警察署、島田市、島田市教育委員会

開催日時 平成28年11月19日（土）13:30～16:00 開場12:45

会場 島田市民総合施設プラザおおるりホール

- 大会次第
- 1 開会式（担当：社会教育課） 13:30
 - ・開会のことば（教育長）
 - ・市歌斉唱
 - ・主催者あいさつ（市長・島田警察署長）
 - ・来賓祝辞
 - ・来賓紹介
 - ・メッセージ披露
 - 2 第一部：飲酒・暴走運転、暴力追放、防犯まちづくりの部 13:50
(担当：生活安心課)
 - ・交通事故犠牲者に対する黙祷
 - ・飲酒・暴走運転根絶宣言
 - ・暴力追放、銃器根絶、防犯まちづくり宣言
 - 3 第二部：青少年健全育成の部 14:00
(担当：青少年育成支援センター運営協議会)
 - ・青少年育成支援センター運営協議会表彰
 - ・青少年メッセージ
「ありがとう体験記」小学生1名、中学生1名
ガールスカウト活動報告発表
 - 4 第三部：記念講演（担当：社会教育課） 14:40
演題：未定 ~15:50
講師：川名壮志氏（毎日新聞記者）
 - 5 閉会式（担当：社会教育課） 15:55
 - ・大会決議（青少年育成支援センター運営協議会長）
 - ・閉会のことば（市議会議長）

事務局 島田市教育委員会社会教育課 青少年係

平成28年度 生涯スポーツ功労者表彰被表彰者について

社会教育課が青少年育成事業のひとつとして実施している少年育成教室「しまだガンバ！」の指導員会会長である小澤康恵(おざわやすえ)氏が、その青少年育成指導員としての永年の活動実績により、本年度の生涯スポーツ功労者被表彰者として、文部科学大臣より表彰されることが決定しましたので報告します。

1 受彰者

小澤 康恵 (島田市伊太在住)

2 表彰基準及び理由

地域または職場におけるスポーツの健全な普及及び発展に貢献し、地域におけるスポーツの振興に顕著な成果を上げたスポーツ関係者及びスポーツ団体を表彰の対象としている。特に生涯スポーツ功労者の表彰基準については、「市町村などの地域または職場において、引き続いて10年以上スポーツの普及奨励の企画または指導に特に尽力した者でおおむね40歳以上、現在もスポーツを熱心に指導している者」とし、各都道府県教育委員会公益財団法人日本体育協会及び公益財団法人日本レクレーション協会の選考を経て推薦されたものとしている。

小澤氏については、昭和57年から30年余りの島田市青少年育成指導員としての活動実績が評価され(会長職は平成23年度より)、日本レクレーション協会より推薦を受け、被表彰者として決定されたものである。

*全国の被表彰者は、158名(男：125名、女：33名)

県内では、4名(男：3名、女：1名)。

3 表彰式

(1) 日時 平成28年10月7日(金) 14:15～

(2) 式場 中央合同庁舎第7号館3階講堂(東京都千代田区霞が関3-2-2)

4 担当省庁

文部科学省スポーツ庁健康スポーツ課

島田市文化プログラム支援事業費補助金交付事業の創設について

1 趣 旨

2020年オリンピック・パラリンピック文化プログラム（2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として各地で展開される、地域の文化・芸術の魅力を国内外に向けて発信する取組）を促進するため、市内において独創性のある文化・芸術活動を行う団体に対する事業の財源的支援を行う。

2 「文化・芸術活動」の範囲

音楽、美術、演劇、舞踊、映像、ファッション、文芸、生活文化（食、地域の祭り、風習等人々の生活に根ざして形成された文化的事象）、伝統芸能等に関する活動。

3 補助対象者

次の全てに該当する団体

- (1) 市内に活動の拠点を置き、市の文化・芸術の振興に寄与することを目的とし、事業の企画、運営その他活動の全てを自ら行うことができること。
- (2) 営利又は慈善を目的としていない5人以上の者で組織し、加入及び脱退が自由であり、団体の運営に関する書類等を公開できること。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反しない団体であり、活動の全てが特定の個人又は団体の利益を目的としていないこと。
- (4) 政治的又は宗教的活動を目的としていないこと。

4 補助対象事業

市内で行われる文化・芸術活動で次の全て満たす事業

- (1) 市内の潜在的な地域資源を取り込んだもので、文化・芸術と地域産業、観光、教育等様々な分野が提携し、新たな視点、発想を取り入れた独創性に富んだものであること。
- (2) 障害者、高齢者、子ども、外国人等市内外のあらゆる人々が参加し、及び交流できる機会を創出するものであること。
- (3) 文化・芸術を地域的又は社会的課題への対応に生かしたもので、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会終了後も継続が期待できるものであること。

5 補助額

補助対象経費の2分の1以内の額で、50万円を限度

(国、県等の補助金等を受けている場合、当該額を控除した額)

6 交付の回数

1 団体に対し、1年度につき1回

7 交付の決定

文化プログラム支援事業審査委員会（文化施設運営協議会委員が兼務する予定）
により事業採択

8 告示・施行日 ※島田市文化プログラム支援事業費補助金交付要綱

平成28年9月20日（リオ・パラリンピックの閉会式の翌日 ※日本時間）

9 記者発表

平成28年9月27日

10 先進事例

東京都、東京都港区、静岡県（モデルプログラム※協定）など

島田市文化プログラム支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、2020年オリンピック・パラリンピック文化プログラム（2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として各地で展開される、地域の文化・芸術の魅力を国内外に向けて発信する取組をいう。）を促進するため、市内において独創性のある文化・芸術活動を行う団体に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「文化・芸術活動」とは、音楽、美術、演劇、舞踊、映像、ファッション、文芸、生活文化（食、地域の祭り、風習等人々の生活に根ざして形成された文化的事象をいう。）、伝統芸能等に関する活動をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の全てに該当する団体とする。

- (1) 市内に活動の拠点を置き、事業の企画、運営その他活動の全てを自ら行うことができること。
- (2) 市の文化・芸術の振興に寄与することを目的としていること。
- (3) 活動の全てが特定の個人又は団体の利益を目的としていないこと。
- (4) 団体の運営に関する書類等を公開できること。
- (5) 5人以上の者で組織していること。
- (6) 加入及び脱退が自由であること。
- (7) 営利又は慈善を目的としていないこと。
- (8) 政治的又は宗教的活動を目的としていないこと。
- (9) 公の秩序又は善良の風俗に反しない団体であること。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内で行われる文化・芸術活動であって、次に掲げる要件を全て満たす事業とする。

- (1) 市内の潜在的な地域資源を取り込んだもので、文化・芸術と地域産業、観光、教育等様々な分野が提携し、新たな視点、発想を取り入れた独創性に富んだものであること。
- (2) 障害者、高齢者、子ども、外国人等市内外のあらゆる人々が参加し、及び交流できる機会を創出するものであること。
- (3) 文化・芸術を地域的又は社会的課題への対応に生かしたもので、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会終了後も継続が期待できるものであること。

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費（補助対象経費について国、県等から補助金等の交

付を受けている場合にあつては、補助対象経費の額から当該補助金等の額を控除した額)の2分の1以内の額とし、50万円を限度とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ、規則第13条第1号ア又はイに規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
- (2) 規則第13条第3号に規定する収支予算書
- (3) 事業の概要が分かるもの
- (4) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする団体のうち概算払を受けようとするものは、前項各号に掲げる書類のほか、規則第13条第10号に規定する資金状況調べを添付するものとする。

(交付の制限)

第7条 補助金の交付は、1の補助対象団体に対して、1年度につき1回に限るものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこととする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更をしようとする場合
- (2) 補助対象経費の額の20パーセントを超える額の変更をしようとする場合

(交付の決定)

第9条 市長は、第6条の規定による申請があつたときは、第15条に規定する審査委員会の審議を経て、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは規則第13条第4号ア又はイに規定する補助金交付決定通知書により、補助金の交付をしないことを決定したときは文化プログラム支援事業費補助金不交付決定通知書(様式第2号)により、補助金の交付の申請をした団体に通知するものとする。

(変更の承認)

第10条 補助金の交付の決定を受けた団体が第8条第1号又は第2号に規定する変更をしようとするときは、規則第13条第5号に規定する補助金交付変更承認申請書に次に掲げる書類(当該変更に係るものに限る。)を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書(様式第1号)
- (2) 規則第13条第3号に規定する変更収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めるときは、規則第13条第6号に規定する補助金交付変更承認書により、当該申請をした団

体に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助金の交付の決定を受けた団体は、補助対象事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、規則第13条第7号に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第1号)
- (2) 規則第13条第3号に規定する収支決算書
- (3) 補助対象事業の実施の状況が分かる写真
- (4) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付確定の通知)

第12条 市長は、補助金の額を確定したときは、規則第13条第8号に規定する補助金交付確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助金の交付の確定を受けた団体が補助金を請求しようとするときは、前条に規定する補助金交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、規則第13条第9号に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

(概算払の請求手続)

第14条 補助金の交付の決定を受けた団体が補助金の概算払を請求しようとするときは、規則第13条第9号に規定する概算払請求書を市長に提出しなければならない。

(審査委員会)

第15条 補助金の交付に係る審査をするため、島田市文化プログラム支援事業審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第16条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化活動を実践している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする(次項に規定する場合を除く。)

4 島田市文化施設運営協議会規則(平成17年島田市規則第95号)に規定する島田市文化施設運営協議会委員(以下この項において「協議会委員」という。)が委員を兼ねたときは、協議会委員の任期を委員の任期とする。この場合において、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員長は、委員の互選により定める。

7 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

8 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名

する委員が、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第17条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員会の庶務)

第18条 委員会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表(第5条関係)

費目	補助の対象となる経費	補助の対象とならない経費
報償費	講師、出演者、出品者等への謝礼	補助交付団体の構成員に対して支払うもの
旅費及び宿泊費	事業に係る旅費(ファーストクラス料金、ビジネスクラス料金、グリーン料金等を除く。)及び宿泊費	補助交付団体の構成員に対して支払うもの。ただし、出演交渉等に係るものは補助対象経費とする。
消耗品費	事務用品、図書等の購入に係る経費	手土産、飲食、娯楽又は接待に関するもの
印刷製本費	チラシ、ポスター、プログラム、写真等の印刷、コピー等に係る経費	有料頒布のみを事業の目的とした図録等の作成に要する経費
通信運搬費	郵便料、宅配便代、運搬費等	電話、FAX、インターネット等の通信料
広告料	新聞、雑誌等での宣伝に係る経費	対象事業以外の宣伝が含まれるもの
手数料	会場設営費、保険料等	備品等の修理費
使用料及び賃借料	会場又は会議室等の使用料、機械器具等の賃借に係る経費、著作権使用料	団体の事務所等を維持するための経費、会場費の減免を受けた場合の使用料等
その他経費	その他市長が特に必要と認める経費	備品購入費、有料で配布するものの作成費、領収書等が残っていない経費等

様式第1号（第6条、第10条、第11条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

事業名	
文化・芸術の分野	
事業の内容	
事業実施のスケジュール	
着手（予定）年月日	年 月 日
完了（予定）年月日	年 月 日
<p>1 事業の特徴について</p> <p>(1) 文化・芸術活動と提携する分野（地域産業、観光、教育等）</p> <p>(2) 取り込もうとする潜在的な地域資源（文化資源、人的資源）</p> <p>(3) 障害者、高齢者、子ども、外国人等の参加に当たっての配慮</p> <p>(4) 地域的、社会的課題に対して見込まれる効果</p>	
<p>2 事業の継続性について</p>	

(注)

- 1 この用紙に書ききれない場合は、別紙に記載してください。
- 2 変更事業計画書の場合は、変更のある項目の欄について、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載してください。

様式第2号（第9条関係）

文化プログラム支援事業費補助金不交付決定通知書

第 年 月 日
号

様

島田市長

印

年 月 日付けで申請のあった島田市文化プログラム支援事業費補助金の交付の申請について、次の理由により交付しないことに決定したので通知します。

理由

島田市芸術文化奨励賞選考委員会委員の委嘱又は任命について

島田市芸術文化奨励賞選考委員会委員について、次のとおり報告します。

- 1 委嘱又は任命年月日 平成28年10月1日
- 2 任 期 平成28年10月1日から平成29年9月30日まで
- 3 委嘱又は任命する者の氏名等

	氏 名	住 所	摘 要
新	なかじま みつぐ 中島 貢	島田市道悦（六合中学校）	学識経験者 （島田市校長会）
新	こばやし まさのり 小林 正宣	島田市川根町家山（川根小学校）	学識経験者 （島田市教育研究会）
新	もりさわ むねひこ 森澤 宗彦	島田市金谷栄町	学識経験者 （島田市文化協会会長）
新	ながふさ きよこ 長房 清子	島田市川根町家山	学識経験者 （島田市文化協会 音楽芸能部長）
再	いけがや ひでひと 池谷 英人	島田市金谷代官町	学識経験者 （前選考委員）
新	牧野 高彦	島田市金谷根岸町	島田市教育委員会
再	はた かつとし 畑 活年	島田市金谷代官町	市職員 （島田市教育部長）

- 4 選任事由 任期満了による